

～東海市子どものいじめ防止条例及び基本方針を制定～

本市では、未来を担う子どもたちが安心して健やかに成長できる「いじめのない地域社会の実現」に向けて、「東海市子どものいじめ防止条例」を施行するとともに、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」。)のための対策について具体的な内容を記載した「東海市子どものいじめ防止基本方針」を策定しました。

どうして条例ができたの？

いじめは、子どもの心身の健全な成長に重大な影響を与え、重大な危険を生じさせるおそれがある行為です。しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題です。いじめの問題にこれまで以上に、市全体で取り組んでいくため、「東海市子どものいじめ防止条例」を制定しました。

条例・基本方針の内容は？

- いじめの防止、早期発見、迅速かつ適切な対処・再発防止に取り組みます。
- いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、関係者の責務を明らかにしました。
- 関係機関等との連携を強化するとともに、いじめの防止等のための組織を設置します。

それぞれの責務とは？



教育委員会

- 専門家と連携し、いじめ問題に適切に対応できる体制を設けます。
- 学校へのサポート体制を充実させます。
- 相談窓口や教職員の研修を充実させます。

学校

- 小中学校におけるいじめの防止等のための教育を拡充させます。
- 関係者との連携を強化し、いじめの防止等のための対策を実施します。
- 組織的に対応できる仕組みづくりを行います。

市

- 教育委員会、学校、保護者、地域住民その他の関係者と連携して、いじめの防止等のための対策を実施します。
- 相談窓口や関係者の研修の場を充実させます。



地域住民

- いじめの防止等のための対策に協力します。
- 地域全体で子どもの見守り、声かけを行うなど、いじめを防止する環境づくりに努めます。
- いじめを発見したら、速やかに情報提供するよう努めます。

子ども

いじめを行ってはいけません。

保護者

- 子どもがいじめをしないよう、規範意識及び豊かな情操を養うよう努めます。
- 子どもをいじめから保護します。
- いじめの防止等のための対策に協力します。

ひとりで悩まず相談しよう。いじめなどに関する相談先

【教育委員会相談窓口(学校教育課)】

教育相談(就学、いじめ等):052-603-2211/0562-33-1111(内線 627)午前9時～午後4時(休日、年末年始を除く)

【市相談窓口(こども課)】

家庭児童相談(虐待、いじめ等):052-689-1080 午前9時～午後5時(休日、年末年始を除く)

【愛知県相談窓口】

いじめ ほっとライン24(24時間いじめの悩み電話相談):0120-0-78310

愛知県教育委員会いじめ・不登校相談窓口:052-961-0900 午前9時～午後4時(休日、年末年始を除く)

